

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動に係る費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方には申込書をお渡しますので、町福祉保健課までご連絡ください。

助成金額 ● 事業の規模、内容などを審査のうえ決定します。

①10,000円 ②20,000円 ③30,000円

申込期間 ● 4月1日(水)～5月29日(金)

その他 ● 応募多数の場合は、昨年度に補助対象外となった子ども会を優先します。

助成条件 ● 次の条件すべてに該当すること

- ①子どもたちが中心となって企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

あきた子育てふれあいカードをご利用ください

あきた子育てふれあいカードとは、県・市町村・企業が協働して子育て家庭を応援する取り組みの一つで、県内の約1,850店舗が協賛しています。

※全国で使える「あきた子育てふれあいカード」は、カードの下の番号がBから始まるものに限りです。全国共通カードを希望する方は、町福祉保健課で発行していますのでご利用ください。

■詳しくは、あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト「いっしょにねっと。」をご覧ください。

<http://common3.pref.akita.lg.jp/kosodate/>



あきた子育てふれあいカード

検索

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187 (84) 4907

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいのある父親または母親をもつ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給します。

■支給額(令和2年4月より)

| 支給内容 | 支給額 (児童 1 人の場合) |
|------|--------------------|
| 全部支給 | 月額 43,360円 |
| 一部支給 | 月額 10,230円～43,350円 |

※事実上の婚姻状態にある場合には支給しません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)となったとき
 - ・対象児童を養育しなくなったとき
 - ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに下記まで届け出をしてください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格が無くなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。
- ※偽りその他不正な手段により手当を受けた場合、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

■支給額(令和2年4月より)

| 等級 | 支給額 |
|----|------------|
| 1級 | 月額 52,500円 |
| 2級 | 月額 34,970円 |

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- ・受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- ・対象児童や受給者が死亡したとき

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187 (84) 4907

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」の届け出は速やかに！

国民健康保険に「加入するとき」や「脱退するとき」には届け出が必要です。次の必要書類を持参して、町福祉保健課で手続きをしてください。

国民健康保険に加入するとき

- ・ 社会保険資格喪失証明書(職場等から発行されます)
- ・ 加入する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認印可)

国民健康保険から脱退するとき

- ・ 職場から交付された健康保険証(加入した方全員分、コピー可)
- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 脱退する方の個人番号(マイナンバー)が分かる書類(通知カード等)
- ・ 手続きに来る方の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 印鑑(認印可)

■加入の届け出が遅れると

- ・ 被保険者証が手元がないため、その間の医療費を全額自己負担しなければなりません。
- ・ 加入資格が発生した時点まで、国民健康保険税をさかのぼって納めなければなりません。

■脱退の届け出が遅れると

- ・ 職場の社会保険等に加入するなどして国民健康保険の資格がなくなった後で、国民健康保険の被保険者証を使用した場合は、町が負担した分の医療費を返していただくこととなります。

■その他の注意点

- ・ お手元に職場の健康保険証が届いていなくても、職場の保険に加入した時点で、国民健康保険の被保険者証は使用できなくなります。
- ・ 職場の健康保険証が届く前に受診する際は、国民健康保険の被保険者証を使用せず、職場の健康保険の手続き中であることを医療機関等に申し出てください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

はり・きゅう・マッサージの営業を行う施術所の方へ

はり等(医療給付以外のもの)の営業を行う施術所は、届け出をし、審査を受けることで、町が交付するはり・きゅう・マッサージ助成券の利用が可能な施術所として指定を受け

ることができます。指定を受けるための要件や申請時に必要な書類など、詳しくは下記へお問い合わせください。

問 町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

農業用機械・施設等導入に町独自の補助金をご活用ください

■営農継続支援事業

補助対象者 ● 60歳未満であり、認定農業者を目指す方や新規農業者等

補助金額 ● 補助対象経費(税抜)の2分の1以内(上限額50万円)

※補助対象とする機械や施設の基準はありません。

■認定農業者支援事業

補助対象者 ● 認定農業者および農業法人

補助金額 ● 補助対象経費(税抜)の6分の1以内(上限額50万円)

※補助対象とする機械や施設の導入基準は、機械等の性能や作業面積に応じて細かく設定されていますので、事前に町農政課へお問い合わせください。

■共通事項

申込方法 ● 町農政課に備え付けている申込書に必要事項を記入のうえ、見積書、カタログ、営農計画書(野帳)と一緒に提出ください。

※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県補助金による導入状況等の確認を行います。

申込期限 ● 5月8日(金) ※期限厳守

補助対象要件 ●

・ 過去3年以内に、国・県の補助事業を利用している場合は補助対象外です。

※水稲・園芸・果樹など、区分が異なる場合は対象となります。

・ アタッチメントをはじめとする付属品のみ経費は補助対象外です。

・ 電気設備が必要な場合は、受電設備以降を補助対象とします。

・ 補助金交付決定前に導入した場合は補助対象外です。

補助対象経費 ● 農業用機械・施設等の導入費用

※税抜30万円以上の機械や施設等に限ります。

その他 ● 機械や施設等の導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分等をした場合は、補助金の返還を求めます。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908